

国民年金保険料の納付が困難な場合は・・・
**保険料免除・猶予の制度が
 あります！**

保険料が納め忘れの状態
 で、万一、障害や死亡といっ
 た不慮の事態が発生すると、
 障害基礎年金や遺族基礎年金
 が受けられなくなる場合があ
 ります。

経済的な理由等で保険料の
 納付が困難な場合には、保険
 料の納付が免除・猶予となる
 「保険料免除制度」や「納付
 猶予制度」がありますので、
 手続きをしてください。申請
 書は役場の窓口にあります。

平成28年度の免除の受付は
 平成28年7月1日から開始さ
 れ、平成28年7月分から平成
 29年6月分までの期間を対象
 として審査を行います。



**納付猶予の対象年齢が
 変更になります**

これまで、納付猶予の対象
 年齢は30歳未満でしたが、平
 成28年7月から平成37年6月
 までの時限措置として対象年
 齢が50歳未満に変更されます。

なお、法施行前に納付猶予
 制度における継続審査を行っ
 ている方で、平成28年7月以
 降に30歳に到達する方（昭和
 61年7月2日生まれ以降の方）
 については、30歳到達時
 に納付猶予制度の申請がある
 ものとして継続して審査・承
 認を行います。

◆問い合わせ先

- 米子年金事務所
☎0859・34・6111
- 住民生活課
☎0859・54・5210
- 大山支所総合窓口室
☎0859・53・3311
- 中山支所総合窓口室
☎0858・58・6111

よくある質問

「消費生活相談」ってなんですか？

物やサービスを **買う・使う**
 ことに関わる相談です

(*事業者と消費者の間)



はい！

消費生活相談窓口です



今回から消費生活に関する、よくある疑問・質問やくら
 しに役立つ最近の情報をお伝えします。

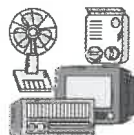
✓ **具体的には、どんな相談が多いのですか？**

契約に関する相談が6～7割です。「アダルトサイトの
 ワンクリック請求」「不審な電話があった」など契約、解
 約の相談が多くあります。



✓ **他には、どんな相談がありますか？**

商品やサービスに関して、「不具合がおきた」「表示が
 おかしい」「製品でけがをした」など様々な相談があり
 ます。製品事故の情報は、相談が入ったことで、原因を
 調べその結果、類似の事故を防ぐことにもつながります。



✓ **相談した内容はどうなるのですか？**

助言や情報提供、必要な場合はあっせんをします。秘密は守られ
 ます。寄せられた情報は被害防止につながります。県センターの相
 談は、国民生活センターに蓄積され、法律の改正などの大切な情報
 になります。

お気軽に消費生活相談窓口
 をご利用ください。

住民生活課

☎0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

☎0859-34-2648

(平日・土日)

八橋警察署

☎0858-49-0110